

ほほえみ

第47号(平成28年3月)
発行：小山市教育委員会



第34回全国中学生人権作文コンテストに入賞した中学生の作文を紹介したいと思います。

法務省、全国人権擁護委員連合会主催

第34回全国中学生人権作文コンテスト 全国人権擁護委員連合会長賞

『未来は自分自身にかかっている』

千葉県 筑波大学附属聴覚特別支援学校 中学部 2年 ^{わたらい} ^{ゆき}
渡会 由貴

私は将来何になりたいのだろう。

中学2年になってすぐ学校で、生徒たちへの目標に関する調査があり、その中の一つに「将来の目標や希望」というものがありました。私は幼い頃から二つの夢がありました。歯科医師と料理屋さんです。歯医者さんにある機械はどれも楽しそうで、先生や歯科衛生士の方はみんな優しく、歯医者さんに行くのが大好きでした。また、料理を作ることも好きで、料理でいろいろな人を幸せな気分にしてあげられるようになりたいと思っていました。

小学部の高学年になり、授業でパソコンの使い方を習った私は、なにげなく歯科医師について調べてみました。そこに、歯科医師の欠格条項として「目が見えない者、耳が聞こえない者又は口がきけない者」という記載を見つけました。「欠格条項」というのは、資格や免許を取るとき、ある条件に当てはまった場合はその資格や免許を与えないと定めた規定のことで、ある条件のことを「欠格事由」といいます。例えば歯科医師の免許や管理栄養士の資格、自動車を運転するときに必要な免許などを取るときに、障害をもっていると試験に受かっても免許がもらえないということです。

私は聴覚に障害があります。いろいろ調べましたが原因は分からず、生まれたときからの感音性難聴だと診断されました。感音性難聴というのは耳の器官に不具合がないのに、音を伝える機能に不具合があるため、音が正しく伝わらない障害です。例えば音楽を聴いている時、何か音がしているのは分かってもそれがどんな楽器で、どんな音色なのかはとても分かりづらいです。歌詞もときれとぎれで言葉としては聞こえないし、音の高低もほとんど分かりません。普段は補聴器を装着していますが、人と会話する時は補聴器から聞こえてくる不鮮明な音を聴きながら、話している人の口形を見て、話の流れを手掛かりに何を言っているのか判断しています。また、自分の声もゆがんで聞こえるため、正しい発音ができているか判断しづらいときがよくあります。

聴覚に障害があると就けない仕事がある。これを知って私は強いショックを受けました。それと同時に、私が歯科医師になりたいと言ったとき、欠格条項の事を知っていたはずの両親が「歯医者さんは難しいから頑張って勉強しなくちゃね。」といった言葉が、なんていい加減な返事だったのだろうと泣きたくなりました。しかしその時は両親に問いただすことができませんでした。私が

難聴ということで小さい頃から大変な思いをしている両親をさらに困らせることをしたくなかったのです。

実は、将来の目標については毎年調査が来ていました。小学部の時は「歯科医師」「料理屋」と書いていましたが、中学部になってからは職業を書かないようにしていました。両親が記入する欄もあり、母はいつも記入する前に私と将来について話し合っていました。今まで欠格条項について聞いたことはありませんでした。しかし今年の調査の時は思い切って母に聞いてみることにしました。「歯医者さんにはならない」という私に、「どうして？いいじゃない、歯医者さん。じいじも入れ歯作ってもらって楽しみにしていたよ。」と言いました。「だってなれないもん。」とだけ言うとなぜだか涙が出てきました。「欠格条項」の事を言っているのだと分かった母は「難聴だからなれない職業はないんだよ。」と言い、私が生まれたころぐらいから欠格条項の見直しが行われだして、たとえ聴覚に障害があっても補聴器などを活用することでほとんどの職業に就けるようになったという話をしてくれました。また、見直しは障害を持っている人たち自身からの働きかけによるもので、私と同じ聴覚障害の女性が薬剤師の試験に合格してから4年後にようやく免許をもらえたことや、これからも欠格条項が減ってくることを教えてくれました。

私はパソコンで見つけた欠格条項というところだけ読んで、よく調べることもせずに勝手にあきらめてしまっていたことに気づき、とても恥ずかしく思いました。やりたい事を禁止する規定があれば、その規定はなくすよう働きかければいいのです。そんな規定はなくしても大丈夫だという事を証明すればいいのです。簡単なことではありませんが、「できない」と言うことも自分自身、「できる」と言うことも自分自身だと思います。今まで先輩たちがそうしてくれたように、私もまたこれからのためにできることをやっていくべきだと思います。

母には言いませんでしたが、「歯科医師」と「料理屋さん」という幼い頃からの夢は、もう少し持ち続けていようかなと思いました。

※原文のとおり記載しております。

人権啓発ビデオ 放映のお知らせ

小山行政テレビ(5チャンネル ※時間帯が変更になる場合もあります)
放映時間帯

(7:30~・10:30~・13:30~・16:30~・19:30~・22:30~)

『同和問題-未来に向けて-』(DVD)



■時間：19分 (一般向けドラマ)

■期間：平成28年5月11日~20日

■内容：登場人物の奈々子と公平は、結婚を前提に交際しています。「身元調査をした方がいい」と言う父に奈々子は、「なぜ必要なのか」と詰め寄ります。奈々子はよく知らなかった同和問題について調べ始め、差別はいわれのないものであり、正しい理解が大切だと知ります。奈々子の両親も同和問題に対して真剣に向き合い始め、差別や偏見について気づき考えていきます。



小山市人権関連ホームページ【小山人権の扉】
もご覧になってください。
webで「小山人権の扉」で検索してください。

今回の『ほほえみ』はいかがでしたか？
皆様のご感想・ご意見等を、ぜひお聞かせくだ
さい。e-mail: d-gakusyu@city.oyama.tochigi.jp